

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十二年八月六日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の設立目的の達成状況の検証に資するため、社会保険病院、厚生年金病院などの年金福祉施設等の譲渡状況等について、四か月ごとに、本委員会に対して報告すること。

右決議する。